

日本内分泌病理学会 理事会 議事録

日時：2014年10月31日（金）15：00～17：00

会場：都道府県会館4階409号室

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3

出席者：成瀬理事長、山田正三、覚道健一、加藤良平、笹野公伸、島津 章、
吉本勝彦、亀山香織、戸田修二、屋代 隆 の各理事
方波見卓行、松野 彰 の各監事
長村義之顧問、近藤哲夫オブザーバー

欠席者：山下俊一、柴田洋孝、田辺晶代 の各理事（委任状計3通）、岡本高宏オブザーバー

議 題：I 評議員会・総会と共通の議題

<評議員会・総会の審議事項>

1. 会則改訂の件-----山田（庶務）
2. 役員改選の件-----理事長
3. 2013年度決算及び監査報告の件-----笹野（財務）・方波見（監事）
4. 2014年度見込み及び2015年度予算案の件 -----笹野（財務）
5. 次々々期（第21回、2017年度）学術総会会長候補者の件--理事長
6. 名誉会員推薦の件 -----理事長
7. 功労評議員推薦の件 -----理事長
8. 新評議員推薦の件 -----理事長

<評議員会・総会の報告事項>

9. 特別功労賞、佐野賞及び亀谷賞の件 -----理事長
10. 第18回学術総会研究賞の件 -----屋代（会長）
 - 1) 研究賞選考委員
 - 2) 研究賞受賞者
11. 第19回（2015年度）学術総会の予告 -----戸田（次年度会長）

II 理事会のみの議題

<審議事項>

12. 新体制の理事役職の件 -----山田（次期理事長）
13. 学会名称変更の件 -----理事長
14. 学術総会におけるCOI申告について -----屋代（会長）

<報告事項>

15. 第89回（2016年度、島津会長）日本内分泌学会学術総会プログラム委員会への
プログラム提案募集について -----方波見（P委員）
16. 会員数と会費長期未納者の取り扱いについて-----理事長
17. コンサルテーションの現状について -----覚道（広報、C委員長）
18. 第91回日本内分泌学会学術総会会長候補者ノミネーションの件-----理事長

<その他>

19. 日本内分泌学会理事会からの申し入れ事項について-----理事長
20. 日本下垂体研究会からの依頼
21. 国際交流について
22. 理事長および次期理事長より

冒頭、成瀬理事長より、定足数を満たす出席者があるので本理事会は成立する旨報告があり、引き続き、同理事長の司会により議事進行が行われた。

1. 会則改訂の件

・山田庶務担当理事より、本年の4月理事会および6月持ち回り理事会で承認済の下記の会則改訂（案）を評議員会・総会に諮りたいとの説明があり、これを了承した。

改訂（案）	現行
施行 平成13年 9月 16日 改訂 平成16年11月 6日 改訂 平成17年10月 26日 改訂 平成20年 9月 26日 改訂 平成21年10月 24日 改訂 平成22年10月 29日 改訂 平成23年 6月 20日 改訂 平成25年10月 4日 改訂 平成26年11月 2日（予定）	施行 平成13年 9月 16日 改訂 平成16年11月 6日 改訂 平成17年10月 26日 改訂 平成20年 9月 26日 改訂 平成21年10月 24日 改訂 平成22年10月 29日 改訂 平成23年 6月 20日 改訂 平成25年10月 4日
<p>（総 則）</p> <p>第1条 本会は日本内分泌病理学会（Japan Endocrine Pathology Society：JEPS）と称する。</p> <p>第2条 本会の事務局は理事会の指定する場所におく。</p> <p>（目 的）</p> <p>第3条 本会は内分泌病理学の進歩・向上並びに会員相互の交流と意見交換をはかることを目的とする。</p> <p>（事 業）</p> <p>第4条 本会は次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 学術集会の開催2. 内外の関連学術学会（Endocrine Pathology Societyを含む）との交流の促進3. 研究業績の顕彰4. その他、本会の目的達成に必要な事項 <p>（会 員）</p> <p>第5条 本会の会員は次のようにわけらる。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>正会員</u><ol style="list-style-type: none">(1) 一般会員(2) <u>評議員</u>(3) 学生会員2. <u>功勞評議員</u>3. 名誉会員4. 賛助会員 <p>第6条 <u>正会員</u>は本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した個人で、その年度の学術集会での講演発表の権利並びに評議員</p>	<p>（総 則）</p> <p>第1条 本会は日本内分泌病理学会（Japan Endocrine Pathology Society：JEPS）と称する。</p> <p>第2条 本会の事務局は理事会の指定する場所におく。</p> <p>（目 的）</p> <p>第3条 本会は内分泌病理学の進歩・向上並びに会員相互の交流と意見交換をはかることを目的とする。</p> <p>（事 業）</p> <p>第4条 本会は次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 学術集会の開催2. 内外の関連学術学会（Endocrine Pathology Societyを含む）との交流の促進3. その他、本会の目的達成に必要な事項 <p>（会 員）</p> <p>第5条 本会の会員は次のようにわけらる。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 一般会員2. 学生会員3. 名誉会員4. 賛助会員 <p>第6条 一般会員は本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した者で、その年度の学術集会での講演発表の権利を有する。ま</p>

<p>会または総会での議決権を有する。また、3年連続して会費を納入しなかった者は<u>正会員の資格を失う。</u></p> <p>第7条 学生会員は、学部学生および学部卒業後5年間の者とし、<u>一般会員と同等の権利、義務を有するが、会費は別途定める内規により減額される。</u></p> <p>第8条 名誉会員は本会の目的に関して特に功績のあった者で、<u>別途定める内規に基づき、理事会で推薦し、評議員会、総会の承認を得て決定する。</u></p> <p>2. 名誉会員は年会費及び学術総会参加費は免除され、他の権利は別途内規に定める。</p> <p>第9条 賛助会員は本会の目的に賛同し、<u>本会の事業を支援する賛助会費を納入した個人または団体とする。</u></p> <p>第10条 会費は理事会で立案し、評議員会と総会の承認を得る。 (役員)</p> <p>第11条 本会に次の役員をおく。</p> <p>1. 理事 10名以上、13名以内 (うち、理事長1名) 2. 監事 2名 (役員の選任)</p> <p>第12条 理事は、評議員の投票または理事長の推薦により評議員会及び総会の承認を得て選任する。</p> <p>2. 理事長は必要に応じて若干名の理事を推薦することができるが、理事長推薦による理事は3名を越えないものとする。</p> <p>3. 理事は互選で理事長を定める。</p> <p>4. 監事は理事長が推薦し、評議員会および総会の承認を得るものとする。</p> <p>5. <u>選挙による理事が任期途中で辞任した時は、被選挙人のうちから次点のものを繰り上げて、評議員会および総会の承認を得るものとする。</u></p> <p>(理事の職務)</p> <p>第13条 理事長は本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2. 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事がその職務を代理し、またその職務を行う。</p> <p>3. 理事は理事長の業務を補佐し、庶務(庶務担当理事)、または財務(財務担当理事)、広報(広報担当理事)、企画学術(企画学術担当理事)など担当理事をおく。</p> <p>4. <u>理事は理事長の業務を補佐する。前項の各業務の責任者として、それぞれ筆頭理事を置く。</u></p> <p>5. 理事長は必要に応じ、本会の運営に必要な研究賞選考委員会などの諸種委員会の設置および委員の委託を行うことができる。</p> <p>6. 理事長は必要に応じ、本会の運営に助言する顧問を置くことができる。</p> <p>7. <u>理事長は必要に応じ、補佐役として副理事長を置くことができる。</u></p> <p>(監事の職務)</p> <p>第14条 監事は、本会の業務および財産を監査する。</p> <p>2. 監事は理事会に出席する。 (役員の任期)</p> <p>第15条 理事長の任期は2年とする。連続する場合は1期に限り再</p>	<p>た、3年連続して会費を納入しなかった者は会員の資格を失う。</p> <p>第7条 学生会員は、学部学生および学部卒業後5年間の者とし、一般会員と同等の権利、義務を有するが、会費は別途定める内規により減額される。</p> <p>第8条 名誉会員は本会の目的に関して特に功績のあった者で、理事会で推薦し、評議員会、総会の承認を得て決定する。</p> <p>2. 名誉会員は年会費及び学術総会参加費は免除され、他の権利は別途内規に定める。</p> <p>第9条 賛助会員は本会の目的に賛同し、賛助会費を納入した個人または団体とする。</p> <p>第10条 会費は理事会で立案し、評議員会と総会の承認を得る。 (役員)</p> <p>第11条 本会に次の役員をおく。</p> <p>1. 理事 若干名 (うち、理事長1名) 2. 監事 2名 (役員の選任)</p> <p>第12条 理事は、評議員の投票または理事長の推薦により評議員会及び総会の承認を得て選任する。</p> <p>2. 理事長は必要に応じて若干名の理事を推薦することができるが、理事長推薦による理事は3名を越えないものとする。</p> <p>3. 理事は互選で理事長を定める。</p> <p>4. 監事は理事長が推薦し、評議員会および総会の承認を得るものとする。</p> <p>(理事の職務)</p> <p>第13条 理事長は本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2. 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事がその職務を代理し、またその職務を行う。</p> <p>3. 理事は理事長の業務を補佐し、庶務(庶務理事)または会計(会計理事)など担当理事をおく。</p> <p>4. 理事は理事長の業務を補佐する。</p> <p>5. 理事長は必要に応じ、本会の運営に必要な研究賞選考委員会などの諸種委員会の設置および委員の委託を行うことができる。</p> <p>6. 理事長は必要に応じ、本会の運営に助言する顧問を置くことができる。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第14条 監事は、本会の業務および財産を監査する。</p> <p>2. 監事は理事会に出席する。 (役員の任期)</p> <p>第15条 理事長の任期は2年とする。連続する場合は1期に限り再</p>
---	---

任できる。

2. 選挙による理事の任期は2年とし、原則として理事会推薦並びに評議員会及び総会の承認により、もう1期に限り再任される。任期満了後に被選挙権を有し、評議員の投票により再選された場合には、再任を妨げない。ただし、理事長推薦理事は1期2年の任期とする。

3. 監事の任期は4年とし再任を妨げない。

4. 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

5. 役員の任期は学術集会時の総会の日から始まり、それぞれ定められた任期を経た後の学術集会時の総会の日をもって終了する。

6. 役員は満65歳の誕生日を迎えた後は、現在の任期を終了した後、更に再任されることはない。

(理事会)

第16条
理事会は理事長が招集する。

2. 理事会の議長は理事長とする。

第17条
理事会は理事の現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意志表示した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 理事会の決定は出席理事の過半数による。可否同数の時は、理事長が決する。

(評議員および功労評議員の選出並びに任期)

第18条
評議員は、評議員、功労評議員または名誉会員2名以上の推薦に基づき、理事長が理事会に諮り、評議員会の議を経て定め、学術集会時の総会の承認を得るものとする。

2. 評議員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、特別な理由のない限り自動的に更新されるものとする。

3. 評議員は満65歳の誕生日を迎えた後の学術集会時の総会の日をもって任期を終了する。

4. 功労評議員は前項により任期を終了した評議員で、本学会活動への貢献の著しい者の中から、評議員の推薦別途定める内規に基づき、理事長が理事会に諮り、評議員会、総会の承認を得るものとする。任期は定めず、年会費は免除され、他の権利は別途内規に定める。

(評議員の職務)

第19条
評議員は評議員会を組織し、理事長及び理事会の諮問事項、その他本会の運営に関する事項を審議する。

(評議員会)

第20条
評議員会は年1回、学術集会の総会に先立って、理事長が召集する。但し、正当な理由がある場合は、総会と合同で開催できるものとする。

2. 評議員会の議長は、出席評議員の互選により定める。

第21条
評議員会は評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することは出来ない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意志表示した者及び他の評議員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 評議員会の決定は出席評議員の過半数による。可否同数の時は、議長が決定する。

任できる。

2. 選挙による理事の任期は2年とし、原則として1期に限り再任できる。任期満了後に被選挙権を有し、評議員の投票により再選された場合には、再任を妨げない。ただし、理事長推薦理事は1期2年の任期とする。

3. 監事の任期は4年とする。

4. 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

5. 役員の任期は学術集会時の総会の日から始まり、それぞれ定められた任期を経た後の学術集会時の総会の日をもって終了する。

6. 役員は満65歳の誕生日を迎えた後は、現在の任期を終了した後、更に再任されることはない。

(理事会)

第16条
理事会は理事長が招集する。

2. 理事会の議長は理事長とする。

第17条
理事会は理事の現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意志表示した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 理事会の決定は出席理事の過半数による。可否同数の時は、理事長が決する。

(評議員および功労評議員の選出並びに任期)

第18条
評議員は、評議員2名以上の推薦に基づき、理事長が理事会に諮り、評議員会の議を経て定め、学術集会時の総会の承認を得るものとする。

2. 評議員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は理事会において審議し、評議員会および総会の承認を得るものとする。

3. 評議員は満65歳の誕生日を迎えた後の学術集会時の総会の日をもって任期を終了する。

4. 功労評議員は前項により任期を終了した評議員で、本学会活動への貢献の著しい者の中から評議員の推薦に基づき、理事長が理事会に諮り、評議員会、総会の承認を得るものとする。任期は定めず、年会費は免除され、他の権利は別途内規に定める。

(評議員の職務)

第19条
評議員は評議員会を組織し、理事長及び理事会の諮問事項、その他本会の運営に関する事項を審議する。

(評議員会)

第20条
評議員会は年1回、学術集会の総会に先立って、理事長が召集する。但し、正当な理由がある場合は、総会と合同で開催できるものとする。

2. 評議員会の議長は、出席評議員の互選により定める。

第21条
評議員会は評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することは出来ない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意志表示した者及び他の評議員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2. 評議員会の決定は出席評議員の過半数による。可否同数の時は、議長が決定する。

<p>(総会)</p> <p>第22条 総会は<u>正会員</u>をもって組織する。</p> <p>第23条 総会は学術集会時を含めて少なくとも年1回、理事長が召集し開催する。</p> <p>2. 臨時総会は理事会が必要と認めた時、理事長が召集する。</p> <p>第24条 総会の議長は出席<u>正会員</u>の互選により定める。</p> <p>第25条 総会は理事会と評議員会における審議事項を議決する。</p> <p>第26条 総会は<u>正会員</u>現在数の3分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することは出来ない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意志表示した者及び他の<u>正会員</u>を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。</p> <p>2. 総会の決定は出席<u>正会員</u>の過半数による。可否同数の時は、議長が決定する。</p> <p>(会長)</p> <p>第27条 会長はその年度の学術集会に関わる任務を遂行すると同時に、日本内分泌学会との十分な連絡を図る。</p> <p>2. 会長は本会の運営に必要なプログラム委員会または委員を設置委託することができる。</p> <p>第28条 会長は、理事会において推薦し、評議員会および総会の承認を経て決定する。</p> <p>第29条 会長の任期は1年とし、前回学術集会の終了翌日から学術集会終了の日までとする。</p> <p>(学術集会)</p> <p>第30条 学術集会は毎年1回、秋に開催する。会期を2日とする。またその内容は本会として特色あるものとする。</p> <p>第31条 学術集会に発表する者は、会員であることを必要とする。ただし、本会の趣旨に賛同する非会員で会長が承認した場合には発表を行うことができる。</p> <p>(顕彰)</p> <p>第32条 関連分野における優れた研究者に対して別に定める細則に基づき、特別功労賞、佐野賞、<u>亀谷賞</u>及び研究賞を授与する。</p> <p>(会計)</p> <p>第33条 本会の運営には次の資金をあてる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会費 2. 寄付金 3. 資産から生ずる収入 4. その他の収入 <p>2. 年度会計の報告は監事の監査を経た後、理事会、評議員会並びに総会に諮り、承認を得る。</p> <p>3. 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(会則の変更など)</p> <p>第34条 本会則および細則の改訂は理事会及び評議員会の議を経て、総会の承認を得る。なお、細則・内規等は理事会承認</p>	<p>(総会)</p> <p>第22条 総会は会員をもって組織する。</p> <p>第23条 総会は学術集会時を含めて少なくとも年1回、理事長が召集し開催する。</p> <p>2. 臨時総会は理事会が必要と認めた時、理事長が召集する。</p> <p>第24条 総会の議長は出席会員の互選により定める。</p> <p>第25条 総会は理事会と評議員会における審議事項を議決する。</p> <p>第26条 総会は会員現在数の3分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することは出来ない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意志表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。</p> <p>2. 総会の決定は出席会員の過半数による。可否同数の時は、議長が決定する。</p> <p>(会長)</p> <p>第27条 会長はその年度の学術集会に関わる任務を遂行すると同時に、日本内分泌学会との十分な連絡を図る。</p> <p>2. 会長は本会の運営に必要なプログラム委員会または委員を設置委託することができる。</p> <p>第28条 会長は、理事会において推薦し、評議員会および総会の承認を経て決定する。</p> <p>第29条 会長の任期は1年とし、前回学術集会の終了翌日から学術集会終了の日までとする。</p> <p>(学術集会)</p> <p>第30条 学術集会は毎年1回、秋に開催する。会期を2日とする。またその内容は本会として特色あるものとする。</p> <p>第31条 学術集会に発表する者は、会員であることを必要とする。ただし、本会の趣旨に賛同する非会員で会長が承認した場合には発表を行うことができる。</p> <p>(顕彰)</p> <p>第32条 関連分野における優れた研究者に対して別に定める細則に基づき、特別功労賞、佐野賞及び研究賞を授与する。</p> <p>(会計)</p> <p>第33条 本会の運営には次の資金をあてる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会費 2. 寄付金 3. 資産から生ずる収入 4. その他の収入 <p>2. 年度会計の報告は監事の監査を経た後、理事会、評議員会並びに総会に諮り、承認を得る。</p> <p>3. 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(会則の変更など)</p> <p>第34条 本会則および細則の改訂は理事会及び評議員会の議を経て、総会の承認を得る。</p>
---	---

をもって発効する。

(附 則)

第35条

本会則は平成13年9月16日から施行する。

(附 則)

第35条

本会則は平成13年9月16日から施行する。

2. 役員改選の件

・成瀬理事長より、本年4月理事会および6月持ち回り理事会で承認済の下記の次期体制について、評議員会・総会に諮りたいとの説明があり、これを了承した。

1) 理事

(1) 選挙選任理事 10名

- 方波見卓行 (聖マリアンナ医科大学) 任期: 2期4年、2014年総会日~2018年総会日
- 加藤良平 (山梨大学) 同上
- 笹野公伸 (東北大学) 同上
- ◎山田正三 (虎の門病院) 同上
- 成瀬光栄 (京都医療センター) 任期: 1期2年、2014年総会日~2016年総会日
- * 亀山香織 (慶応義塾大学) 任期: 2期4年、2012年総会日~2016年総会日
- * 島津 章 (京都医療センター) 同上
- * 戸田修二 (佐賀大学) 同上
- * 屋代 隆 (自治医科大学) 同上
- * 吉本勝彦 (徳島大学) 同上

(2) 理事長推薦理事 3名

- 岡本高宏 (東京女子医科大学) 任期: 1期2年、2014年総会日~2016年総会日
- 近藤哲夫 (山梨大学) 同上
- 田辺晶代 (東京女子医科大学) 同上

2) 監事 2名

- 松野 彰 (帝京大学) 任期: 4年、2012年総会日~2016年総会日
- 柴田洋孝 (大分大学) 任期: 4年、2014年総会日~2018年総会日

[注]: ○印: 今回改選される役員、◎=次期理事長

*印: 第二期目再任の理事

3. 2013年度決算及び監査報告の件

・笹野財務担当理事から、2013年度一般会計の決算報告が行われた。

収入の部では、予算作成後に会員数が増加し会費収入が予算を大きく上回ったこと、また学術集会繰入金収入として、第17回方波見会長および(前年度分の)第16回笹野会長から入金があり、当期収入合計は予算を大きく上回り3,028,195円になったこと、また、前年度繰越金(2,663,933円)と合わせて、収入合計は5,692,128円になったと説明された。一方、支出の部では、顕彰関係において佐野賞は原資があるので実質的には影響を受けないが、予算にない特別功労賞費が新たに発生したこと、人件費は理事会において増額が決議されたため、予算を上回ったこと、会議費は日本内分泌学会学術総会会長の負担により、予算を下回ったこと、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、雑費、選挙費等は事務局の業務効率化の努力により、予算を下回ったことから、当期支出合計は予算を若干下回り663,086円になったと説明された。

結果として、当期収支差額は、当初のほぼゼロ予則（650 円）から一転して大幅黒字の決算（2,365,109 円）になったと説明された。但し、学術集会繰入金収入等の用途限定金を除外すると実質の黒字は 52 万円余になること、また、次期繰越金も 500 万円を越えたが、同じく用途限定金を差し引くと純繰越金は 245 万円余であることが強調された。

- ・次いで、第 17 回方波見会長から、学術総会の決算報告があり、150 名の参加があったこと、寄付金応募先等を説明された。

- ・引き続き、方波見監事から、上記 2 件について松野監事と監査を行った結果、2013 年度決算は適正に執行されているとの監査報告があり、審議の結果、2013 年度決算は全会一致で承認された。

4. 2014 年度見込み及び 2015 年度予算案の件

- ・笹野理事より、2014 年度見込みの収入の部について、会員会費収入は最近増加した会員数が維持され、かつ評議員の納入率を 90%、一般・学生会員の納入率を 70%と予想して計上した値であること、また、名誉会員の亀谷徹先生より、亀谷賞基金として多大な寄付があったことが報告された。一方、支出の部については、人件費が予算作成後、理事会において増額が決議されたため、予算を上回ること、また、他の勘定科目は予算を若干下回るか、または予算通りであると説明された。

結果として、会員会費収入が予算通りであれば、亀谷賞寄付金が大きく寄与して、当期収支差額は、1,147,650 円の大幅な黒字を見込むこと、但し、用途限定の亀谷賞寄付金を除外すると実質の黒字は 22 万円余の見込みになると説明された。

- ・引き続き同理事より、2015 年度予算の収入の部について、会員会費収入は 2014 年度見込みと同じ考え方で予算を計上したこと、支出の部については、旅費交通費を学術総会開催地が佐賀となるので、若干増額したこと、役員改選は 2016 年度であるが選挙自体は 2015 年度末に実施されるので、選挙費を計上したこと、他の勘定科目は 2014 年度見込み通りとしたと説明された。

結果として、会員会費収入が予想通りとして、当期収支差額は、9 万円余の黒字と予想され、実質は、原資のある佐野賞・亀谷賞を支出から除外して、17 万円余の黒字予想になると説明された。

さらに、2014 年度見込み及び 2015 年度予算案に関し、いずれも収入源は会費なので、協力者・共同研究者等への会費納入の働きかけが要請された。

上記 2 件について審議の結果、これらは全会一致で承認された。

5. 次々々期（第 21 回、2017 年度）学術総会会長候補者の件

- ・意見交換の結果、田辺晶代理事を全会一致で次々々期会長に選出し、評議員会・総会に推薦することとした。

6. 名誉会員推薦の件

- ・成瀬理事長より、資格要件を満たす覚道健一理事を名誉会員として評議員会・総会に推薦したいと提案され、全会一致で了承された。

7. 功労評議員推薦の件

- ・成瀬理事長より、資格要件を満たす該当者なしとの説明があった。

8. 新評議員推薦の件

- ・成瀬理事長より、申請者がなかったことが報告された。

9. 特別功労賞、佐野賞及び亀谷賞の件

・成瀬理事長より、去る4月理事会および7月持ち回り理事会で承認された下記の各受賞者を評議員会・総会に報告することを確認した。

(1) 特別功労賞：1名

- ・長村 義之 名誉会員 (国際医療福祉大学)

(2) 佐野賞：1名

- ・中村 美砂 評議員 (大阪河崎リハビリテーション大学)

「腫瘍プログレッションにおけるカルシトニンとカルシトニン受容体の解析
ー病理形態学と分子遺伝学のコラボレーションー」

(3) 亀谷賞 1名

- ・矢澤 卓也 会員 (千葉大学)

「神経系細胞特異的転写因子の機能解析結果を基盤とした小細胞肺癌の細胞形質解析」

10. 第18回学術総会研究賞の件

・屋代会長より、7月持ち回り理事会で承認された選考委員3名及びその下で選ばれた受賞者について下記の報告があり、評議員会・総会に報告することを確認した。

(1) 研究賞選考委員

- ・委員長 (=会長) : 屋代 隆、
- ・委員 (順不同) : 覚道健一、戸田修二、山田正三

(2) 研究賞受賞者

①最優秀賞

- ・吉本豊毅

(公益財団法人がん研究会がん研究所病理部、虎の門病院病理診断部)

「網羅的 microRNA 発現解析によるカルチノイド腫瘍の起源・特徴的発現分子の探索」

②奨励賞

- ・垣田真以子

(国立病院機構京都医療センター内分泌・代謝内科)

「多発性内分泌腫瘍症1型における組織別腫瘍発症機構についての検討」

- ・永野秀和

(千葉大学大学院医学研究院細胞治療内科学, 千葉大学医学部附属病院糖尿病代謝内分泌内科)

「アルドステロン産生腺腫(APA)における変異解析(86例)とRNA-seqを用いたGPCRsの病勢に及ぼす役割の検討」

- ・Rita Maliza

(Division of Histology and Cell Biology, Department of Anatomy, Jichi Medical University School of Medicine)

「Retinoic acid induces expression of growth hormone releasing hormone receptor and growth hormone secretagogue receptor in rat anterior pituitary cell」

・ Yuqian Luo

(国立感染症研究所ハンセン病研究センター感染制御部感染診断室)

「甲状腺腫および甲状腺癌細胞はサイログロブリン(Tg)による遺伝子発現調節機構から逸脱する」

11. 第 19 回 (2015 年度) 学術総会の予告

・ 戸田次年度会長より、下記の日程・会場の紹介があり、了承された。

日程：2015 年 10 月 24 (土) ～25 日 (日)

会場：アバンセ (佐賀駅近く、徒歩 5 分程度)

住所：〒840-0815 佐賀県佐賀市天神三丁目 2-11(どんどんの森内)

TEL：0952-26-0011

ホームページ URL：http://www.avance.or.jp/

なお、理事会は 10 月 23 日 (金) 午後に予定されている。

12. 新体制の理事役職の件

・ 山田次期理事長より、次期体制 (2014 年総会日～2016 年総会日) における理事役職について下記の提案があり、全会一致で承認された。

担当役職	役員名
理事長	山田正三
副理事長	笹野公伸
財務理事	○方波見卓行、亀山香織、吉本勝彦
庶務理事	○島津 章、田辺晶代、岡本高宏
広報理事	○屋代 隆、戸田修二、成瀬光栄
企画学術理事	○加藤良平 (国際担当)、近藤哲夫
監事	松野 彰、柴田洋孝

○：筆頭理事

また、筆頭理事の主な職務を下記の通り確認した。

- ・ 担当役職の責任者 (=会則第 13 条 4 に規定)
- ・ 理事会議題の調整
- ・ 理事会 (評議員会・総会) での報告
- ・ 理事会議事録の校閲
- ・ 理事会で決議された課題の実施主導
- ・ 特別功労賞・佐野賞・亀谷賞の選考委員会委員

13. 学会名称変更の件

・ 成瀬理事長より、本学会の今後の発展、会員増のため、医療、医学の情勢を十分に考慮しながら取り組む案件である点が説明され、今後も継続審議とすることとした。

14. 学術総会における COI 申告について

・ 屋代会長より、今学会において筆頭演者に COI 申告を義務付けたことが報告された。今後、COI 委員会を設置し、役員及び会長の自己申告も実施することになった。

15. 第 89 回（2016 年度、島津会長）日本内分泌学会学術総会プログラム委員会へのプログラム提案募集について

・方波見当学会代表プログラム委員より、評議員宛てに例年通りプログラム提案のアンケートを実施したが、若干追加提案するため、理事会メンバーから再募集するので協力願いたいとの要請があった。

16. 会員数と会費長期未納者の取り扱いについて

・成瀬理事長より、会員数は本年 10 月 10 日現在で 304 名であること、また 3 年会費未納による自然退会の可能性のある会員が 13 名いるとの報告があり、配下または近隣の長期未納者に会費納入を促すことが要請された。

17. コンサルテーションの現状について

・覚道広報理事（コンサルテーション委員長）より、2014 年は 5 件の依頼があり前年より増加したことが報告された。同理事の後任として亀山理事がコンサルテーション委員長を引き継ぐこととし、広報活動を工夫することになった。

18. 第 91 回日本内分泌学会学術総会会長候補者ノミネーションの件

・成瀬理事長より、日本内分泌学会からの会長候補者ノミネーション依頼に関し、9 月持ち回り理事会で承認された笹野理事を、会長候補者として日本内分泌学会へ推薦したことが報告された。

19. 日本内分泌学会理事会からの申し入れ事項について

・成瀬理事長及び日本内分泌学会監事の島津理事より、日本内分泌学会から申し入れのあった事務局業務の縮減について説明があり、意見交換の結果、事務局提案の①学術総会会長は事務局と事前打ち合わせを行って学会開催時の事務局業務を把握すること、②特別功労賞・佐野賞・亀谷賞の選考委員会における委員の評価集約に事務局は関与しないこと、③役員委嘱状発行は止め、HP の役員名に任期を記載すること、④新たな事業を実施する場合は、担当委員会を設け自ら完結させることを了承した。

20. 日本下垂体研究会からの依頼

・成瀬理事長より、同研究会が 2016 年度に開催する国際シンポジウム（ハワイ）への協力依頼があったことが報告された。意見交換の結果、プログラム作成レベルでの協力は了承され、サテライトシンポジウム開催については検討課題とした。

21. 国際交流について

・長村顧問より、Endocrine Pathology 誌の購読および投稿に関し、liaison 活動が必要ではないかとの助言があり、加藤企画学術理事が Endocrine Pathology 学会との対応を担当することとした。

22. 理事長および次期理事長より

・成瀬理事長より理事長離任の、また山田次期理事長より理事長就任の挨拶があった。

以上

（記録：事務局・岸、理事長・筆頭理事・会長：校閲済）